

Title	一七世紀初期イングランドのエステイト管理と専門職：トマス・クレイの著作から
Sub Title	Estate management and the emergence of professions in early 17th century England as propounded by Thomas Clay 17世紀初期イングランドのエステイト管理と専門職：トマス・クレイの著作から
Author	高橋, 裕一(Takahashi, Hirokazu)
Publisher	三田史学会
Publication year	2020
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.89, No.1/2 (2020. 10) ,p.55(55)- 80(80)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史料紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20201000-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一七世紀初期イングランドのエステイト管理と専門職

——トマス・クレイの著作から——

高橋 裕 一

はじめに

イングランドの土地制度史にあつて、中世以来、マナーという支配、所有及び経営単位的重要性は言うまでもないが、近代初頭にはエンクロージャに象徴される実利志向、広大な土地を教会管轄から解放放った修道院解散の余波、ロンドンなど都市・商業圏の波及的影響、自然哲学系諸科学の発達ほか新たな諸要素の現出に伴い、マナー組織の合理化、関係する個人の権利関係確定その他の重大な傾向が複合的に生じてくる。併行して、領主配下のスタッフの役割分担がより一層、機能的に明確化される要因が強まるが、かかる動向の一端は例えば、マナーの運営細目や農事全般を指南する手引書の中に見てとれる。そのうちの一つ、一五二三年刊行以降、いくつ

ものの版で広く読まれたフィッツハーバート著『測地と改良の書』には、中世以来の系統を引きつつ職能性を高めていた旧来的マナー・スタッフ、次第に存在感を強める法律や会計の従事者、及び比較的新興のサヴェイヤー(surveyor, surveyor: 測量・積算士。以下、単にサヴェイヤーと表記)といった主に外部職など、それぞれからなる業務分担が断片的に言及されている⁽¹⁾。

サヴェイ(survey: 広くは調査・測定・査定、専門的には測地測量・積算)、サヴェイヤーという用語は一六世紀以降に頻出して来るが、ヨーロッパ大陸からの影響、内乱などの諸事に促された実用的な自然哲学系の天文学、地形学、数学とりわけ算術・幾何の学問的発達、航海術や各種地形図製作の盛行、それらに伴う経緯儀ほか計器や器具類製造の拡大等々が、かような普及の技術

的背景として先ずは挙げられよう。大学で数学系統を学ぶ若きジェントルマンが増え、ロンドンではグレシャム・コレジなどがこれらの学問を専門的に教授し、商人や職人のコミュニティも実用的数学の活用を伴う諸問題に強い関心を抱くようになった。⁽²⁾ こうしたなかでサヴェイヤーの人材として、王室官吏のサヴェイヤーが中核をなした時代を経て、次第に数学系の教師や器具製作職人を含む、算定に熟達した実務家の系統が民間で輩出、増加していくが、後者の場合は長い間、粗末な器具や低レヴェルの技量があれば誰でもそう称することができた。⁽³⁾

実際、イングランドに見るサヴェイ業務は決して迅速に普及したとは言えず、一七世紀に入っても依然として「新参の技芸 (an upstart arte)」と揶揄、⁽⁴⁾ 嫌悪される程度のものであった。それでも、土地境界画定、地図作製、価値額ほかの査定・積算に長けた、算術・幾何学系の知識に明るい彼らランド・サヴェイヤーの一部は一六世紀以降、農業関係者と並んでマナー・土地関係マネジメント等の手引書の著者としても登場するようになる。⁽⁵⁾

一七世紀は英語で書かれた農書のいわば黄金時代、とされるが、⁽⁶⁾ 本稿では一般的な農書ではなくこの世紀前期に著された、マナー・スタッフの職分を説く手引書に着

目した。すなわち第一線のサヴェイヤーであり、その部類の重要な冊子を公刊しながら、あまり知られることのなかった人物に焦点を当て、当該冊子の一端を紹介しつつ論じるのが眼目である。以て近代初頭、効率性や収益性が求められつつあったマナー経営の実態を俯瞰的に把握し、有力なサヴェイヤーの体験に根ざした当該業務の、そしてあるべき職掌分担の実体的な記述を手がかりに、マナー（あるいは広くエステイト）のマネジメントに当時進行していた諸傾向、とりわけマナー・スタッフ層に顕われた特性などを、側面的であれ検出できれば幸いである。

トマス・クレイ著

『名譽あるエステイトすなわち収入源の適切な指揮、扱い、運営についての分布分析的な論説』⁽⁷⁾

トマス・クレイ（同書一六二二年版までの表記は単に [Tho]. C. Gent.）は一六二二年版のタイトル・ページで著者名に「サヴェイヤーにして数学研究者 (THO. CLAY Surveyor, and Student in the Mathematick[e]s.）」と付記しているが、主として一七世紀前期に活動したその生涯や経歴については、断片的な情報から若干知られ

ているのみである。生年や生誕地は不明だが、少なくとも

も相当期間、サリー州ライゲイトに住み、その地で一家を構え、サリー州内を中心に、サーヴェイ業務をはじめ土地関連の実務に広く従事した⁽⁸⁾。とりわけエステイト・マップの作製者として定評があり、現存するマップに、例えば一六一四年から一七一年にかけてサー・エドワード・ハワードの委嘱で作製したサリー州グレイト・ブツカム・マナーの図面などがあり、なかでも一七年、バイフリートほかの王領地について国王任命の副サーヴェイヤー deputy surveyor を務め、測地図面を作成している⁽⁹⁾のが注目される。王領地業務を含む、かかる豊富な実績・経験を活かして公刊したのが、前掲書である。合本されている『昨今遍く普及しているレートに則り、現在もしくは復帰権の価値額から、賃借権、年金收受権、及び（新規）購入に関しそれぞれを見積るための簡便・早見の必携数表』（以下『必携数表』と略記）と併せ、全体を一瞥しただけで、クレイが幾何学や代数、数表に明るい数字の実務専門家で、またサーヴェイ業務全般のほかコモロー一般、エステイトの会計と管理運営、記録筆記などきわめて広い高度な知見を具えていたことが推測できる。恐らく、当代の優れたサヴェイヤーの一人であ

ったろう。

本書の刊行事情⁽¹²⁾にも不明確な点が多い。この冊子は『必携数表』、すなわちエステイトに由来する諸権利の現在価値・利回りと、将来に復帰権として要求し得る部分を、各々換算して平易な数表に示した解説（筆者が便宜的に（A）とする）と、エステイトの効率的運営に向けて各担当者の業務分担を扱った本書部分（以下、『名誉あるエステイト』と略記し、同じく（B）とする）の二部が合本されて成っている（版本によってタイトル表現に若干の異同があるが、表題記載は一六一九年刊行本に従った⁽¹³⁾）。本稿では専ら（B）部分を議論の対象とするが、初版刊行は一六一八年とされ、続いて一九年版、二一年版、二二年版（第二刷）、二四年版（第三版⁽¹⁴⁾）がそれぞれ発刊されている。いずれも印刷はジョージ・エルド（二二年版からM・フレッシャーも加わる）が手がけている。二二年版には初版から（A）部分が採録されていた旨の言及があるから、（A）と（B）は当初から合本されていたと推測されるが、電子資料を介して見る限り一九年版と二二年版（B）の読者への序文の開始が二五一ページとなっている⁽¹⁵⁾）のどこに（A）が配されて

いるのか不明である。通しページを見る限りでは (A) ↓(B) の順に連続採録されるのは二二年版 (本版から表題は (A) 部分が先に来る。ただし電子資料では (A) らしき記載が一五ページ以降空白)、及び二四年版 (完結した (A) と、(B) が初めて空白なく連続採録される) である。本稿で筆者が用いたのは、管見し得るものとも古版の一九年版だが、以後刊行の諸版とりわけ最終増補版である二四年刊行本も適宜参照した。

『名譽あるエステイト…』に見る、マナー業務の職分論

すでに述べたように本書 (B) 部分は「名譽あるエステイト」、すなわちマナーなど私的所有地 (恐らく王侯貴族やカントリー・ジェントリに相応しいエステイト) の定義づけを行なったうえで、主にエステイトの権利を持つ人々へ向け、いかにして最小の経費でもっとも効率的に (富を形成する) 収入源 (Revenue) を確保し増加させていくか、その効果的な管理・運営、とりわけスタッフ (ministers, officers) 配置の仕方を説いた手引書である。末尾では、全体の記述内容を当該関係者、これまで自身のエステイトの誤れる管理運営で損失を被って

きた全ての人の思慮判断に委ねる旨、結んでいる⁽¹⁷⁾。同時に (A) 部分も併せ本書の刊行が、当時の常套句ながらいわゆる「コモン・ウェルス」、あるいは公共及び一般の福利 (publique good, general good, publique weale) に適うことを、第三版に添えられた貴顕 (スペンサー伯) への献辞等で告げている⁽¹⁸⁾。

では、「名譽あるエステイト」の効率的な経営、とりわけ十分な収入確保に必要とされる担当職 (officers) とその配置はどうあるべきか。クレイによれば、エステイトに由来する収入源を扱うスタッフは、領主とその文字通り代理人たるコミッショナーを頂点に、権限の大きい役職 (Officer of authority) すなわち指示を出す担当職 (Officers of order : 以下、指示職) と、その指示下で実務を請け負う担当職 (Officers of charge : 以下、請負職) に大別され、指示職の内訳としてはサヴェイヤー、専門知識のある執事 (learned Steward)、ソリシター (Solicitor)、会計監査職 (Auditor : 以下、会計職) の四つが挙げられる⁽¹⁹⁾。指示職のいくつかはマナー専属というよりむしろ外部などから委任される、専門性の強いスタッフであった。請負職は、主に領収に携わる職掌 (Officers of

Expenditure) に二分されており、前者には出納係 (Receipters generally and particular)、倉入れ係 (Storer)、森役 (Woodward)、ベイリフ (Bayliffs)、徴収係 (Collectors) たちがいて、金銭勘定など報告説明義務を会計職に負う (accountable)。後者は、やはり会計職へ報告説明義務を負う家令 (Steward of the house) を中心としたハウスホルドのスタッフたちだが、家内スタッフはエステイトの収入源確保に直接関係がなく、報告説明は他ならぬ家令に対して行なう。以上、請負職の人たちはマナー在地あるいはハウスホルドに居住する部内の現場スタッフであった。⁽²⁰⁾ 本稿では大きな権限と責任を担う、前述した四つの指示職に焦点を当てたい。

まず、クレイ自身の職業でもあり、エステイトの収入にかかわる中心的役職の一つであるサヴェイヤーの任務を見ると、第一に領主権、保有権など全ての土地の領域を検分、測量し、そこに収入源となり得る権利項目を探し出して測地関連記録集 (Bookes of Survey) ⁽²¹⁾ へ記入する (定期的な収入源、不定期なそれ、の分類については後述)。記録集にはマナー内の各テナントの個別の保有地を書き示し、境界線を確定し記入する。各保有地に

ついて新旧の名称、地形的特性 (qualitie)、面積 (quantity)、年間価額、地代額と賦役分、支払日、個々の保有条件をそれぞれ精確に記入していく。第二に、測量に伴う土地検分や踏査 (perambulation) の過程で発見され得る侵害行為 (encroachment)、隠匿 (Concealments)、王領地などの不法侵奪 (perpetrations) その他に目を光らせ、領主ないしそのコミッションナーへ知らせ、かつマナー裁判所でその対応方を図り、領主収入の回復に努める。すなわち地代減損の実状を調査して、その復元に全力を挙げる。第三に、測地記録集から精確な土地台帳ないし地代帳を作成し、そこへマナー内に発生する地代、賦役、その他の収入項目と、それらの入金如何、実施日付を漏れなく記載したうえ、集金業務や現認に供すべくベイリフたちへ手渡す。第四に、マナー裁判所に出現の、あるいは判決命令による支払い義務を負っているテナントの全氏名を記した訴訟記録簿を作成し、それぞれの保有条件、及び保有に際して負う義務、奉仕、慣習行為の内容を表記し、当該記録簿を担当の執事へ提出する。これに基づいて、執事はサヴェイヤーから、テナントを裁判所に召喚し、死亡や権利譲渡、引渡しといった状況変化に際しての指示を受けることができる。⁽²²⁾

さて、サヴェイヤーの適任者としては、まず測量にまつわる全ての分野、すなわち数学関連 (Mathematical)、法律面 (Legal)、及び査定・評価や判断にかかわる諸域 (Judicial) に熟練している人でなければならぬ⁽²³⁾。算術と幾何学の基礎を修め、面積の算出や図面作成に習熟し、平板や経緯儀、側角羅針といった計測器具をつかひこなすこと。コモロン一般の知識を具え、領主やテナントの権利や保有条件など測量に必要な細かい事柄を知り、測量帳に書き記す能力を有すること。優れた書記であり、併せてあらゆる種類・時代・言語 (ラテン語、国内の現地古語、フランス語を含め) の証拠文書を理解できること。各種土地の特性、生じうる権益、収益性、全体的な価額見積もりなど査定技能に熟達していること⁽²⁴⁾。こうしたサヴェイヤー職務の適正な遂行によって生じる利点が、本書ではひとときわ詳述される。なぜならクレイに従えば、彼らの多くは手腕に優れ、目立った存在であるにもかかわらず、収入源を扱う担当職の中で顧慮されること少なく、また一部からひどく誹謗中傷されているから⁽²⁵⁾。第一に、測量を介して、領主のあらゆる権益や地代など収入源が適正に監視され、他の担当職やテナントによる恣意的変更が防がれ、隠匿、放棄、減損からそ

れらが守られる。第二に、測量の結果、エステイト関係者間の権利侵犯行為や類似の紛争を回避、ないし無効化するのに役立つ。第三に、土地の賃貸、配置、更新許可料の (額の) 設定、売却や交換に際し、対象となる物件の特性や規模、価額、保有条件、立地についての情報を、領主やそのコミッショナーは自宅に居ながらにして一段と精確に知り、最終査定し、以上の事柄にかかわる担当職の実務処理をチェックすることができる (経営実態の可視・数値化)。第四に、未納分の地代や鉅区等使用料を改めて納入させ、隠匿及び没収喪失、その他の諸侵害を明るみに出す。第五に、領主とその子孫にとって、係争が生じた際、測地・測量 (図)こそが法律上の格好な証拠となる。第六に、土地の位置、境界や区画設定 (butting, bounding) について対立などが生じた際、適正な測量図は証拠文書のこの上ない補助資料たり得る⁽²⁶⁾。但しサヴェイヤーはエステイトに常時必要ではなく、測地・査定作業の終了以後は一定の期間、起用せずとも済む役職とされるので、状況によっては熟練した会計職、専門知識を具えた執事が、その任を代行できる。結局クレイの見るところ、サヴェイヤーは必ずしもマナーに常勤する職務従事者ではないものの、マナー当事者の権利

関係の明確化を促す測地や評価査定、境界設定などだけでなくマナー裁判所運営ほか法的側面にも及ぶ広範多様な業域を擁し、同時に相応の高い職能専門性を期待される外部職、ということになる。²⁸⁾

専門知識に通じた執事・差配人（以下、執事²⁹⁾）の場合。

第一にマナー裁判所を主宰する執事役として、テナントを適切に監督し、衡平や正義の適用に努めつつ審理、執行を行なう。コモンローや衡平（法）に鑑み違犯や侵害に処罰を科す。第二に、領主に支払われるべき不定期の収入金を調べ、記録にとり、ベイリフへ情報提供する。

第三に、例えば慣習保有などの、譲渡や死亡その他による変更に伴う、更新許可料設定も含む一切の情報を、領主へ報告あるいは謄本へ正しく記録する。この任務は当節、怠惰で利己的な大多数の執事にほとんど顧慮されていない重大事であり、とりわけ慣習保有から自由保有へ転換されるような際、地代や不定期な収入源が隠匿され、係争の種となる遠因がここにある。第四に、マナー裁判所発行の捺印付抄本を作成し、ベイリフや会計職へ送付するとともに、マナー裁判所記録集の正式文書化、管理・保存を行なうこと。³⁰⁾

適任者としては、まず当然、正直誠実と思慮分別を弁えた上で、コモンローに関して優れた知識と経験を有し、裁判実務に熟達している人。従って法学院のどれか、あるいは大法官府裁判所で訓練を受けたとか、ソリシターやアトニーや法廷弁護士として開業しているか、それに類した人材が選任されるのがよい。弁舌が立ち、陪審員へ審理内容を説示し、関連法令を詳しく陳べ伝える能力に長けている人。達筆で、マナー裁判所記録を作成し、マナー裁判所の審理対象となる事項をすべて書面へ記入できる人。なかでも執事には、領主の（例えば相続料の件数増などにより）収入増につながる自由保有権の移転譲渡や遺贈、あるいは慣習保有権者の死亡や権利放棄、各種の権利侵犯、侵奪、逃失家畜、訴訟行為など不慮の損害ないし臨時収入金をもたらす事態、いわば突発的変更を伝える書面提出が求められるが、現今これらについての対応が欠如し、領主はそれらの事態の件数増加＝実収増が享受できていない。³¹⁾

この種の執事は、場合によっては測地・査定作業の終了後、サヴェイヤーの職制を代行できる機会もあり、また執事職をソリシター（など法曹関係者）が兼務することもあり得る、とされる。³²⁾ 小規模エステイトでは執事は

原則的にマナーの内部常勤職であるのが通例だったが、すでに示唆されている如くクレイのように優れたサヴェエイヤールの眼にはしばしば、明らかに専門的技量に欠け、また怠慢、不注意で、時に金銭着服の危険を伴った⁽³³⁾。

エステイト業務に参与するソリシターの場合。クレイの想定ではその多くが領主に委任された外部の指示職であった。マナー収入源にかかわるその任務は、まず領主に帰属すべき各種収入源の法律的な裏付け、根拠の確認。そして練達な法廷弁護士 (Counsel) の手による証拠・記録文書の適正な作成、精査を本来目的に照らし確認する等の、法的適格性のチェックが挙げられる⁽³⁴⁾。

適任者としては、法廷弁護士やアトニー、その他の法律関係者の下で当該専門職向けの訓練を積んだ人、あるいは各種訴訟事件に従事し、教会関連及び世俗の裁判所で業務指揮の実体験を積んだ人。加うるにソリシターは優れた書記で、証拠となるあらゆる文書を解読し、訴訟事件の主旨を法廷弁護士に伝え、係争となっている事件の摘要書 (Briefs) を作成できなければならない。また裁判所の種別を問わず保管されている記録の場所や検索法、裁判所で系属する担当者へ支払うべき金銭報酬、

すなわち文書手続きや訴訟費用に精通していなければならない⁽³⁵⁾。

恐らくマナー裁判所管轄を通じて、前述の通りクレイはソリシターらを主体とする法曹職がエステイト内執事も兼務し得る、とする⁽³⁶⁾。ソリシターらは本来、独立性の強い外部職であったが、執事職を介しマナー管理に継続的に関与するケースも少なくなかったのである⁽³⁷⁾。この部分の記述からは、先行する歴とした専門職たる (下位職も含む) 法曹関連従事者、とりわけコモンロー裁判所の職務者や法廷弁護士に対するクレイの尊重意識、敬意が看取される⁽³⁸⁾。

エステイトの管理運営に際し、クレイは会計職をきわめて重視し、川の支流に対する本流の如き (筆者が換言すれば「ファイナル・オーソリテイ」的な) 存在意義をこの職務に見出そうとする。彼の認識では、会計職は収入源を扱う役職のうち、いわば領主の代理として他の役職者の業務行為を検査ないし監査する、特別の権限が与えられて然るべき存在であった⁽³⁹⁾。その主たる任務を挙げれば、請負職や単独従事者ら全ての勘定記録を受け取ってその記載の如何、収支の帳尻を年一回検査し、会計簿を策定すること。売買や不動産復帰、改良、減価などエ

ステイトに生じる様々な重大事に伴い、地代額や保有条件、テナントの人員構成に生じる変更を漏れなく会計簿へ明記して閲読に供すること。臨時的な出費などについて、出納役ら会計取扱者 (Accountants) によって提出される経費請求書のチェック⁽⁴⁰⁾。領主に対する会計簿の迅速かつ公正、正確な清書・作成並びに申告。地代など収入源項目の決算・精査と、疎かにされている隠れ収入源や債権の発見、情報提供、法的手段も駆使した回復措置。賃貸契約書、開封勅許状その他の譲与証書など一切の公正な登記・保管とこの用途のため帳簿を製作し、細目と最終確定に資すること⁽⁴¹⁾。今や一個の事業体と認識されつつあるマナーの収支・金銭出納をめぐり、会計職を中核として他の指示職や請負職がくまなく動員、分掌される指揮系統の記述は、本書において詳細をきわめている。会計職の適任者としては誠実で汚職や腐敗と無縁、業務周到であることは任務の性格上、当然であるが、先ずもって会計専門家たる職能 (fiscutie) をきちんと養成訓練された人でなければならない。次に達筆かつ計数器 (Counter) を使いこなし、個々の会計取扱者たちの作成書類を仔細に調べ上げて不正があれば見抜くだけの能力を身につけていること。結局、自身の職能にかかわる

あらゆる事柄に申し分のない実務経験を積んだ人材でなければならない⁽⁴²⁾。

クレイの説くところ、この職務の適正な遂行によつて領主に生じる利点は大きい。第一に行き届いた会計関連業務によるエステイト運営で、どんな小さな収入金も領主が直接の監視下に把握できるから、収入源の隠匿や放置が防がれ、エステイトの改良が促される。第二に、収入金の適正な勘定を介して、他のエステイト役職者の綱紀肅正のみならず、テナント層を一層従順ならしめる効果がある。嚴重なチェックや罰金賦課などにより、当節頻発している (領主の) 権利侵害や侵害行為といった事態の回避、マナー内秩序の維持も期待できる。第三に、会計職作成の正しい帳簿があれば、領主の失われた権利の保持や再確保のため格好な裁判上の証拠となる⁽⁴³⁾。結局、会計職は、勘定帳簿の報告・提出義務を負う出納係ほかそれぞれの会計取扱者に指示・対応し、監査及び決算を行ない、当該年度全般のエステイト・ビジネスについて最終申告書を齒型捺印証書の型式で二通作成、領主とコミッションナーの承諾を得るに至る。うち一通は領主とコミッションナーの署名を経て会計職自身が委任管理し、一通はコミッションナーと会計職の署名を経て領主のもとで

保管される⁽⁴⁴⁾。

小規模なエステイトでは常設の会計職が存在せず、あるいは任務を領主自身が行なう場合が多く、概して損失を出すか、あるいは適格者を相応な報酬で雇うときと比べ優に二倍の年間経費が生じてしまう。いかなるケースでも、領主は指示職の中で、わけてもこの職制＝会計職を欠いてはならず、人物の選任にも細心の注意を払わねばならぬ。多くの人が会計職という呼称や任務を帯びながら、その役職の正当な遂行については甚だ無知であるから、⁽⁴⁵⁾すなわちクレイがかくも重視した会計職だが、プロフェッションとして未成熟な現況も併せ示唆されると同時に、自身の職域たるサヴェイヤーがこの職務者と互いに兼任できる旨指摘されているのは、意義深い記述といえよう。

概ね以上の如く、クレイのいわゆるマナー内「指示職」の任務とあるべき資質の要旨を紹介してきたが、彼はエステイト規模の大小による相違を無視しているわけではない。また本論で推奨されているような人員体制を整えることは当然の如く経費が嵩むので、よほど大規模なエステイトでない限り現実的でない、という反論も十

分予期していた。彼は何よりもまず、増大しつつある収入確保の必要性に一層適切に対応する能動的組織として、「経営・事業体たるマナー」を明瞭に想定していた。彼は大凡、次のように答える。小規模エステイトの場合はいくつかの役職の省略、縮減が可能だが、エステイトの適切かつ合理的な管理運営に必要なのは担当スタッフの人員もさることながら、彼らの配置や起用に際しての手法、命令系統如何である、と。同時に彼は、小規模エステイトでも指示職、とりわけ会計職を欠いてはならず、また原則、指示職が単独で請負職を兼ねてはならない。いわんやエステイト管理の全部ないし大部分が一個人の裁量に委ねられることはリスク上、なおさら好ましくない、と説いた。⁽⁴⁷⁾

王領地をめぐる

またクレイは、本論の末尾で、王領地の管理、歳入確保の問題との対比に触れている。王領地の場合、土地総収入以外にも多くの莫大な金銭が臣民から入るという特殊性があつて、本書の議論は王領地の管理運営に見られる指示系統や行動規範に全ての面で厳密に倣ったわけではない、とことわりつつ、彼は王領地歳入の大半が陛下

の財務府 (his Maiesties Exchequer) へ納付される現実を指摘したうえで、こう続けている。「財務府では上記の総収入が、当該する職能 (faculties) の技芸や判断力に優れた熟練者 (great Masters) によって取り扱われ、統制されている。彼らから受け取って、自分の現在持つささやかな技量や経験があると私は自認している。本書で記されていることは、彼らに由来し、(王領地より) もっと小さな収入源の問題として臣民の活用に供すべく(そちらへ)適用したもので⁽⁴⁸⁾」。クレイが一六一七年、バイフリートほか王領地の副サヴェイヤーとして図面作成などの業務経験を持った事実はすでに述べたが、以上の記述からは、自身が王領地歳入を管掌する財務府の業域に何らかの形でかわり、それらを扱う実務職の一員に属していたか、あるいは当該スタッフと密接な交流を保ってその種の部門に精通していたこと、また彼が王領地業務に関与した経歴に誇りを感じてそこから多くを吸収し、民間一般のエステイト収入管理のあり方にそうした実体験を援用・反映させようとした事情⁽⁴⁹⁾が感じ取れるよう。

一体にエリザベス朝からスチュアート朝初期にかけ、国王財政逼迫もあって効率経営と歳入増を求められてい

た王領地の測量、及び管理運営(の条件整備)に、他ならぬサヴェイヤーたちが起用されていた事実は見逃せない。王領地経営の改善、それに不可欠な隠匿(地)権益の探索 (Concealment hunting)⁽⁵¹⁾は当時の重大な「プロジェクト」の一つとなったが、財務府長官ロバート・セシルの認識によれば、隠匿のそもその原因は真正な測地図面とマナー裁判所記録集 (court-rolls) の欠如にある、とされた⁽⁵²⁾。この時期の政府頭官がしばしば優秀なサヴェイヤーを後援した背景の一つには、王領地絡みのこういった側面があった。また多くの場合、王領地には森林や猟場などが広大かつ入り組んで存在し、クレイが森役 (Woodward) の職務について比較的精細に説いているのも、自身の王領地業務体験と恐らく無関係ではあるまい。

小括と展望

以上、トマス・クレイ著『名譽あるエステイト…』に見られる、マナー・スタッフの編制・職務分担論、とりわけ「指示職」と称される枢要な役職者の然るべき任務及び資質について、所論の概略をたどってみた。以下に筆者は、そこに顕われている時代趨勢や特有の動向を大

凡二つの点にまとめて記したい。

第一に、農村部やマナーに浸透し、当時すでに広く認識されていた市場インセンティブの相対的、かつ漸次的な増大を指摘せねばならない。まず、(概ね修道院解散を起点に) 当時、進行していたエステイト売買の増加傾向が挙げられる。「名譽あるエステイト」の権限が属するに相応しいのは、相続や公職・地位、あるいは君主恩顧の下賜などを介し然るべく所持できる人々、つまり現存の貴族やジェントリである、としながらも、クレイは「もと下のランクの人たち (men of meaner rank)」もまた、同様なエステイトを新たに手にするケースのあることを指摘⁽⁵⁴⁾、相当規模の土地の購入者 (同時に売却者) の存在が意識的に想定されている。ハバカクによれば、深刻な不況期を含む一七世紀の最初の約二〇年間は、土地の売り手と買い手が二〇購買年数という因習的かつ大まかな地価基準から広く脱却していく最初の時期で、『名譽あるエステイト…』と併載された『…必携数表』では、現在の収入と将来得べかりし (復帰権を換算した) 収入とを峻別した、利回りの対比が行なわれているとされる⁽⁵⁵⁾。これは一七世紀に活発に議論された利子率をめぐる議論と当然連動するが、土地市場活況と同時進行

した、資産形態としてのエステイト観の高まりに対応したものである。計数に明るいクレイはかかる状態をテクニカルに把握しており、そのエステイト管理職分論は、冷徹な計算に裏付けられた市場プロセスと密接に連携していた。だからこそ、経済計算の進展や資産認識の客観化といった時代趨勢を背景に、財産の効率配分・保持、(領主や上層テナントらを軸とした) 権利関係の明確性が、さしあたり重要な課題となってくるのである。

そこで (相続継承などを通じて、あるいは新規に獲得した) エステイトの合理的経営 (マネジメントの推進及びビジネス化の具体措施、すなわち収入金に基づく利益 (profit[s]) の増加を図る積極策として、広義の改良 (improving, improvement[s]) が要請された⁽⁵⁶⁾。まずテナントとの関係の中で隠匿され、所有者に看過されてきた領主権益の復帰・回収 (reunited or re-established) である。テナント層の間に常習的に見られる侵害行為、隠匿、不法妨害等のせいで、地代や更新許可料その他の収入に減損 (decay) が生じている事態の改善、同時に石炭ほか鉱物資源の開発・有効活用を介する使用料増徴といった比較的新規の収入源 (農業以外の収入) 確保、が挙げられる⁽⁵⁷⁾。そこでサヴェイヤー、執事、会計職ら「指

「示職」に託された、収入源の広範にわたる再確認が不可欠となってくるが、彼によれば、エステイトという給源から生じる収入金を調べ出し、確定・登記する役目を担うのは、指示職を構成するサヴエイヤー（概ね一定額で定期的な収入金を担当）、執事及び会計職（概ね不定で臨時的なそれを担当）であった。⁵⁸

さらに『名譽あるエステイト』では、末端の現場をあずかる「請負職」の職分論にも、市場インセンティブに導かれた事業体としてのマナーを窺わせる記述が見出せる。例えば領主の森林の木材など産品の扱いをめぐり、結果として領主の損失を招く、買い手に有利な取引を生んでいる現実を指摘したうえで、クレイは森役に対し、樹木を正しく測定・保全管理し、実勢に即して材木価額を見積もり、適時に販売させるよう注意を喚起する。

「さもないと狡猾い買い手にしばしば出し抜かれかねない」。領主直営地の倉入れ係には、穀物にせよ畜肉にせよ、自家消費分とともに市場出荷分についての精確な価額見積もりと、現場での売買取引に熟達することを求めている。またハウスホールドの家令は、市場の相場に照らし、領主ファミリー向け必需品等の買い値の適正チェックを怠ってはならない、とする。⁵⁹以上の如き現場の職務

を隈なく統括するのが、言うまでもなく「指示職」にはかならない。なかでも臨時的な収入金を調べ出し、市場(Markets)や定期市(Faires)等からの勘定を監査するのは会計職⁶⁰なので、恐らくここに、経費節減策と並んで彼らの業務特性が重視される要因があった。

かくの如く、クレイは旧来的なマナー領主というより、資産及び事業体たるエステイトの権利所有者の立場を踏まえた収益第一主義を説いている。こうした姿勢は隠匿地の摘発ほか本来権限の回復、収入源の新規開拓などに反映され、そこで重要な役割を果たすのが専門職能を備えた、主として外部の「指示職」スタッフであった。以上に見られるような市場対応や権利関係明確化の過程で推進されたであろう、一層効率的な指揮系統、及びマナー内秩序の維持策は、テナントの慣行ないし既得権益との間に軋轢を呼び込んでいた⁶¹ことが窺われる。当時の多くの著作者や識者同様、クレイが第三版の献辞などで繰り返し表明することになる社会公益意識⁶²とは相容れぬ深刻な権利衝突が、自ら提唱するマナー運営の新たな方向性のうちにすでに顕在化しつつあったのである。

第二に、市場インセンティブの浸透に伴ってマナーを事業・経営体と捉える認識が徐々に高まるなかで、その

効率的なスタッフ配置、役割分担に専門職能化傾向が緩やかに進展していた点である。とりわけエステイト経営実態のいわば数値化を念頭におくクレイは、会計職の役割を重視し、金銭出納・勘定を正しく円滑に運ぶ指揮系統を説く一方で、自身の職業たるサヴェイヤーを、測地という本来業務に関する限り常時起用でなくて済むとしつつも、マナー裁判所関係業域から定額の収入源の確保、査定・評価マネジメントなどに及ぶ、計数を伴う重大任務を想定して、彼らはエステイト執事だけでなく他ならぬ会計職を兼務することも可能、としている。⁽⁶⁵⁾ 一個の明確な「プロフェッション」たる自負に支えられた巧みな論理立てで、この職業に向けられる不十分な認識や冷厳な世評への不満、積極的な自己のアピール、他職への内在的批判が網羅的に表明されるに至る。

また、サヴェイヤーだけでなくクレイの想定する「指示職」に概ね共通していたのは、広範多様で不可分な、そして強い権限を伴う職務とそれを支える専門技量の熟達、及び（恐らく執事の場合を除いて）マナーから見たある種の外部性、並びに独立性である。彼が指摘する如く、こうした「指示職」の存在は「領主にとって必ずしも大きな経費負担とはならない。一人の者が複数の領主

のエステイト管理の役目を負うことができ、それらの誰に対してもそれ以上の依存関係を持たず、彼の労苦には年間で相応額の報酬が支払われれば済むから。そういう人が技量に富み、正直誠実であれば、その精勤は文句なく（領主に）有利な効果を生み、同時に労力や不安の多くから領主を解放してくれる⁽⁶⁶⁾」。すなわち契約的な雇用形態や、歩合制でない定額報酬体系が示唆されているわけだが、ここで「指示職」の専門職特性が、すでに紹介した（とくに小規模エステイトでの）会計職起用による費用削減効果も含め、領主側の経費コスト＝効率性の観点から説かれているのは意義深い。専門職へのニーズ増大が市場インセンティブの浸透したマナー現場の収益性志向と密接に連動していた趨勢が、ここにはつきりと窺えよう。但し反面、いくつかの「指示職」が相互に兼職・代行可能とされている指摘も重要で、爾後もおお根強く残存することになるエステイト関連の職域競合、延いては輻輳する職業（人材）市場の意味合い、言い換えれば当時、専門職能化を妨げていた大きな限界と、「プロフェッション」の内実の依然として混沌、未成熟な在りようがそこに自ずと露見している。

『名譽あるエステイト…』に示されているマナー内のスタッフの役割明確化、専門職能・独立・外部化、及びそれを促したと思われる、収益志向の高まりに代表される市場インセンティヴの浸透や影響といった諸動向は、しかしながら、あくまでも緩慢、かつ漸進的なものであったことを忘れてはなるまい。イングランド農村の近代化には、中世以来、基盤的組織体であり続けたマナーの構造的な変質、編制替えを伴ったが、そのプロセスはきわめて長い時間を要したのである。こういった推移を考慮しつつ俯瞰的にクレイの冊子を位置づければ、サヴェイヤーの存在と職分に論及したフィッツハーバートから以降、一六世紀後期のワソップ、エイガス（アッガス）や同じ一七世紀早々のノードウンらの著作とともに、マナー（ないしエステイト）のスタッフの存在や各種業務に（短く傍論的にではあれ）言及してきた運営手引書の一連の系譜に属していたことが分る。さらに、はるか後の一九世紀に入って、アーサー・ヤングと並ぶ農事（土地管理を含む）のエキスパート、ウィリアム・マールシャルが刊行した『イングランドの土地財産について』（一八〇四年）に提示されている農用地の管理編制を一瞥しても、スタッフ内訳と職分の根幹は、一七世紀初頭

にクレイの提示したそれから大きくは変わっていない実情が判明する。^⑥ マールシャルが活動した時代、土地関連業務に携わる外部専門職のうちソリシターなど法曹職は社会的に認知されて久しく、サヴェイヤーも会計職も公認職業団体創設、すなわち近代専門職としての確立がようやく間近に迫っていたのである。

以上を総合的に踏まえ、筆者は、一七世紀初頭に活動したサヴェイヤー兼数学研究者トマス・クレイの存在や実績、とりわけその著作『名譽あるエステイト…』の所論には、拡大する市場インセンティヴに直面したマナー／エステイト経営の動向や、それと並行して存在感を増しつつあったカントリーサイドの専門職形成過程を把握するうえで、見逃せぬ側面と有益な論点が認められる、と考える。

註

- (1) [J.] Fitzherbert, *The Boke of Surveying and Improvements* (London 1523; reprint, Amsterdam, 1974). 本書に見出される、サヴェイヤーを除く主に領主配下のマナー運営スタッフ (officer) としては、コミッショナー (commissioner)、執事 (steward)、ベイレフ (bailie)、リーヴ (reue)、法律関係者 (men of lawe)、会計従事者

(audytour)・森役 (wodewarde)・十人組長 (tything-man) ほか多数、を挙げることができよう。

著者フィッツハーバートの人物については今なお不明な部分が多く、父ラルフ (レイフ) から家督を継いだダービーシャー州の在地領主ジョン・フィッツハーバート (？一五三二年) とする説と、その末弟たる、裁判官で法律関係の著作家サー・アンソニー (アントニー)・フィッツハーバート (一四七〇頃一五三八年。代表作に一五一四一五一七年刊の『大法要録 (Magnum abbreuiamentum: 後の版では *La grande abregement*)』など) とする説があつて、未だ確たる決着に至っていないようである。とはいえ『測地と改良の書』の著者が、同時に『農耕の書』(Master Fitzherbert, *The Boke of Husbandry* (London, 1523; reprint from the edition of 1534 and edited by W. W. Skeat, London, 1882, 1965) を著わした人物でもあることには概ね異論がないと思われる (右の一八八二年版『農耕…』の編者スキートが同書 introduction で展開したのは著者アンソニー説、オクスフォード国民伝記辞典でアンソニーの項を担当した法制史家ベイカーはそれを否定し、『農耕…』『測地…』いずれも著者ジョン説を採つてゐる。ODNB, art. Sir Anthony Fitzherbert, by J. H. Baker)。筆者の見たところでも、『測地…』における記述 (*The Boke of Surveying…* 内容目録 (The table) に続く「トマス・バースレットからの小冊子の読者へ」[folio aiiii. and v.] と、次の「著者プロフィール」[fo. bv.] の両方に見える文言) などから、

『農耕…』と『測地…』は同一人物の著述と考えられ、一五二三年に二点が概ね同時に初版刊行されたか、あるいは後者は少し後に (初版) 続刊された可能性が推測される。いずれにせよ、著者はマナーの測地や管理運営、関連法令とともに、家畜の病気対応までを含む農作・牧畜の実践、その双方に幅広くかつ深く通じていたことになり、管見では長兄ジョンについての記録・情報の乏しさと併せ、このことが前二作の著者特定を混乱させた一因と考え得る。但しこの問題については、本稿では立ち入らない。フィッツハーバートは『測地…』の中で、「サヴェイヤー (Surveyour)」はフランス語由来の名称、イングラント (英語) では監視・査定人 (Overseer) に概ね相当する旨、定義づけている (*op. cit.* fo. xxxiii. ラテン語からフランス語経由の英語、super (over) + videre (to see))。右の記述自体、マナー社会に未だバタナリズムが顕著だった当時、サヴェイヤーがほとんど知られていない存在だった事情を暗示する。

サヴェイヤーというプロフェッション形成の初期段階における、『測地…』ほかフィッツハーバートの著述の意義に初めて着目したのは F・M・L・トムスンである。勅許サヴェイヤー形成史についてのトムスンの著作、さらにサヴェイヤー個々の人名辞典や時期ごとの発達史を集成し、また地図作製と土地業務のかわりを地域的に論究したベンドールの著作等が、さしあたり近代初頭以降のサヴェイヤーを本格的に扱った重要な先行研究といえよう。F. M. L. Thompson, *Chartered Surveyors: the*

growth of a profession (London, 1968) pp. 2-8; S. Bendall, *Maps, Land and Society: A history, with a carto-bibliography of Cambridgeshire estate maps, c.1600-1836* (Cambridge U. P., 1992); Bendall, *Dictionary of Land Surveyors and Local Map-makers of Great Britain and Ireland 1530-1850* (The British Library, second edition, 1997), vol. 1, Introduction, pp. 1-58.

この用語 (surveyor) をめぐると一六世紀半ば、数学研究者ロバート・レコーズ (一五二二頃～一五八八) の言及も重要で、それにこたへて A. McKae, *God Speed the Plough: The Representation of Agrarian England, 1500-1660* (Cambridge U. P., 1996), p. 171. を参照。自身もアイルランドなどで大々的にサヴェイヤーを務め、主として一七世紀後期に活動した統計・経済論者サー・ウィリアム・ペティ (一六二三～一六八七年) を扱っている。松川七郎『ウィリアム・ペティ』(岩波書店、昭和四二年) の例えば第三章四節、及び五節も併せて参照。

- (2) Bendall, *Dictionary of Land Surveyors*... vol. 1, Introduction, pp. 7, 10, 17, 22, 26-34.

- (3) Bendall, *op. cit.*, p. 6.

当時のサヴェイヤーに見られた能力の未熟さについては少なからぬ証言があるが、第一線の地図作製者、サヴェイヤーだったラタルフ (ラルフ、レイフ)・エイガス (アガス) (一五四〇頃～一六二二年) は一六世紀末に、どんなに測定が杜撰かつ不正確でも「一度でも平板 (plane table) を人前で見せなければ、その人たちはサ

ヴェイヤー (Surreignors) と呼ばれ、そう誇り、自称して満悦する」と皮肉っている。Radolph Agas, *A Preparative to plating of Lands and tenements for surreigh, shewing the diversite of sundry Instruments, applied therunto*... (London, 1596), p. 8.

- (4) 地図作製者「サヴェイヤー」キリスト教信仰関連著作家のジョン・ノードウン (一五四七頃～一六二五年) が『サヴェイヤーの対話』(初版一六〇七年刊) で登場人物の一人 (「ファーマー」) に、サーヴェイ作業を構成する計測 (measuring) や区画設計・図面化 (plotting) について (当時の社会認識を踏まえ) 発言させた批判的表現。J. Norden, *The Surveyor[s] Dialogue* (London, 1607), p. 18. など。同書にもフィッツハーバート『測地...』への言及やそこからの引用と思われる箇所があるが、ノードウンが Master Fitzherbert を「かの学識ある裁判官 (that learned Iudge)」(p. 22) と記しているのは意味深い。

- (5) マナーの機能化・合理化の要請に応じて登場するミニチュアル本の著者を見ると、農業関係者と並びサヴェイヤーの存在が増しているのが分る。時代順に若干を挙げれば、Edward Worsop, *A Discouerie of Sundrie Errors and Faults daily committed by Lande-meters*... (London, 1582); Radolph Agas, *op. cit.* (1596); John Norden, *op. cit.* (1607); Aaron Rathborne, *The Surveyor in Four Books* (London, 1616); Edward Laurence, *The Duty of a Steward to his Lord* (London, 1727).

- (6) J. Thirsk, 'Plough and Pen: Agricultural Writers in the Seventeenth Century' in *Social Relations and Ideas: Essays in Honour of R. H. Hilton*, ed. T. H. Aston et al. (Cambridge, 1983), p. 295.
- (7) Tho. Clay, *A Chorological Discourse of the well ordering, disposing and governing of an Honorable estate or Revenue...* (London, 1619)
- (8) ハーヴェイ・フッバーはかにみれば、彼は一六〇九—一〇一年、ライゲイトの隸農の娘で寡婦だったエリザベス・ガンターと結婚、やがてトマス(受洗一二年)とレイチェル(同一五年)の二児を得た。二三年に現地のテナント数名の協力を仰いで作製したライゲイト・マナーの地測図面(委嘱者は同マナー権の一部売却を考えていたドーセット伯)からは、彼自身、妻の権利の地片と併せ、継子リチャード・ガンターの後見人としてコピーホルド権の家屋敷を保有していたことが窺われる。J. H. Harvey, 'Thomas Clay's plan of the manor of Great Bookham, Surrey, 1614', *Proceedings of the Leatherhead and District Local History Society* vol. 2, no. 1, 1966, pp. 281-3; W. Hooper, *Reigate: Its Story Through the Ages* (Surrey Archaeological Society, 1945), pp. 30-31; *The Story of Surrey in Maps: Catalogue of an Exhibition* (Kingston-upon-Thames, 1956), pp. 13-14.
- (9) すでに挙げたもの以外、現在知られている彼の作製した測地図面を時代順に例示すれば①一六〇七年頃作製、リングフィールド(教会区教会など)及びベルハースト(ビルズハースト)・マナーに位置する諸土地の図面。主な委嘱者は前述マナー所有をめぐる係争に直面したと思われるエフィンガムのハワード卿。②一六一九年作製、ミドルセクス州トッテナムに位置する複数マナーの図面。委嘱者はドーセット伯。Harvey, *op. cit.*, pp. 282-3; *The Story of Surrey in Maps*, pp. 14, 18; W. Robinson, *History and Antiquities of the Parish of Tottenham in the County of Middlesex*, 2nd ed. (1840), pp. 72-73.
- (10) *Briefe, easie, and necessary Tables, for the valuation of Leases, Annuities, and Purchases, either in present, or in reversion, according to the rates now most in use* (London, 1622) の部分の内容記述が確認できるのは、一六二二年版から。
- (11) 『…必携数表』、及び『名譽あるエステイト…』第三版(一六二四年版)の記述内容から。後者については註(14)を参照。
- (12) クラバムによれば本書の原型らしきものは一六〇二年頃に発行された一種のポケット・ブックで、彼の所見では最初の表題は概ね(B)であるが、恐らく(A)の内容も含まれていた。一六〇五年頃、(A)部分を詳しく拡充した第二のポケット・ブックを発刊したと思われる。J. Clapham, 'A Short History of the Surveyor's Profession, *The Journal of The Royal Institution of Chartered Surveyors*, vol. 29, 1949-50), pp. 31-33。管見の限りでは現在のところそれらの初期版本は見当たらず、またクレイの王領地業務経験は一六一七年より以前には確認できない。

ので、仮にクラバムの指摘が事実に近いとしても、具体的内容は（王領地関連に言及している）一八年以降の刊行本と同一ではなく、記述が相応に少なかった可能性がある。とはいえ（A）部分の骨子が一六〇五年ないしそれ以前に手がけられていたとすれば、エステイト管理に占めるサヴェイヤーの役割や立場を明確に論じた本書論点の意義は、むしろ一段と大きくなるだろう。

- (13) Thomas Clay, *A Chorological Discourse of the well ordering, disposing and governing of an Honorable estate or Revennue...* (B) *Together with Certaine Briefe and necessarie Tables for the valuation of Leases, Annuities, and purchases, either in present or in Reversion.* (A) (London, 1619) 以下引用は原則‘本版 (B) 部分’。
- (14) 以下‘後続の諸版のタイトル’を示す。

A Chorological Discourse of the well Ordering, disposing and governing of an Honorable Estate or Revennue. ... (B) *Together with Certaine Briefe and Necessary Tables for the valuation of Leases, Annuities, and purchases, either in present or in reversion.* (A) (London, 1621)

Briefe, Easie, and Necessary Tables, for the valuation of Leases, Annuities, and Purchases, either in present or in reversion., according to the rates now most in use. (A) *Together with A Chorological Discourse of the well ordering, disposing and governing of an Honorable estate or Revennue...* (B). *The second Impression...*

一七世紀初期イングランドのエステイト管理と専門職

(London, 1622) 第（一）ページに先立ち、数表の使い方に関し読者への指針が示されているが、（A）部分の記載は断片的である。この第二刷には献辞の前のページに、ロンドン、フリート・ストリートに隣接するシュール・レインの端、ファウンテン・コートに算術、代数、幾何、三角法、天文、航海術など諸学の著者自身による教授・実演の場が設けられ、関連する書籍なども各種揃えてある旨の広告宣伝が載っている。このオフィスが講習主体なのか書籍等販売が中心か、詳細は不明確だが、クレイのような有力サヴェイヤーはこういった自然哲学系の学問・技術分野に広く精通し、教育の役割も担い得たことが知れる。すなわち‘Thomas Clay, *Briefe Tables for the Valuation of Leases* (The English Experience. Its record in early printed books published in facsimile n. 791.) (Amsterdam, 1976) は本刷の復刻版’である。

Briefe, Easie, and Necessary Tables, of Interest and Rents forborne: as also, for the valuation of Leases, Annuities, and Purchases, either in present, or in reversion, according to the rates now most in use. (A) *Together with A Chorological Discourse of the well ordering, disposing and governing of an Honorable estate or Revennue...* (B). *The third Edition.* ... (London, 1624) 第三版を見るべし。刊行前の草稿に目を通してくれたとされる廷臣貴族（ハーバート卿及びウースター伯のエドワード。恐らく、この頃幾分名の知られるようになったクレイと面識があったかもしれない）、第四代ウースター伯エド

七三 (七三)

ワード・サマセット。一五五〇年頃～一六二八年。当時、王璽尚書などを務めていた。へ寄せた献辞が巻頭、(A)の冒頭に新しく書き加えられ、これまでの献辞の序文は後半、(B)の冒頭へ移されている。当代の優れたサヴェイヤーを後援した政府顯官の存在と役割、その理由などについては稿をあらためて論じる必要がある。また一六二二年版(第二刷)と比べ(A)本文も大幅に増補・改訂されたと思しく、電子媒体も含めてわれわれが(A)の全体を読むことができるのは主に本版においてである。さらに二二年版と同様のロンドン・オフィスの広告宣伝が(A)部分の末尾へ移動、内容は二ページに拡がり(pp. 51-52)、著者による教授・実演という文言や解説部分などが消えた反面、測量術、日時計測時、地理学が加わって、対応する計器類も明確にされ、併せて次ページに著者の未刊行(完成)原稿の表題メモが掲げられている。テーマは算術、代数、測量ほか数学研究とともに、平板、直角定規、幾何学測時の日時計といった計器具使用法に及び、学理、応用、積算・査定の広範かつ詳細な知見を有していたことが推測できる。サヴェイヤーにとって不可欠な計器類への意識の高さもここに窺われるが、用いた計器の製作者の名前などは残念ながら見出せない。後半、(B)部分の本文については、「名譽あるエスティト」の定義づけ説明の補足(p. 58)、及び若干の単語の修正がなされた以外は、先行諸版の記述が踏襲されている。

(15) The second Impression... (1622), To the friendly

Reader, concerning the use of these Tables. A3. v.

(16) Clay, *A Chorological Discourse* ... (1619), A2. A4 (p. 1), pp. 2-3.

(17) Clay, *op. cit.*, p. 57.

(18) The third Edition, ... (1624), A2-A4 (The Epistle Dedicatorie).

(19) Clay, *A Chorological Discourse* ... (1619), pp. 4-6, 20, 22. へのほか、文字通りの領主代理＝「コミッショナー」の存在に言及がある (pp. 12-40-41, 47, 50-51) が、ある意味で最上層「指示職」と目されるコミッションナーの職務内容は、具体的に記述されていない。

(20) Clay, *op. cit.*, pp. 4-6, 22-38. クレイの想定する「指示職」「請負職」の全体編制には、「フィッツハーバート『測量地...』で示されたスタッフ層と少なからぬ重複が見られる。

(21) ネットロフによれば、Book of Survey とはサヴェイヤーが編集作成し、マナー裁判所に保管される、すなわち領主の手に帰すべき、測量にかかわる証書や契約書など種々書類の記録集 (written record) を指すとされるが、サヴェイヤー自身が作成・保管していた記帳一般を漠然とそう称する場合もあったろうと推測される。M. Nezlöff (ed.), *John Norden's The Surveyor's Dialogue 1618: A Critical Edition* (Farnham, 2010), p. 21, n. 21.

(22) Clay, *op. cit.*, pp. 6-8.

(23) *Ibid.*, p. 9. への三つの形容表現 (Mathematical, Legal, I(J)udicial) はクレイが案出したものではなう。サヴェ

イヤーの属性、役割を抽象化した表現として、右の三語は恐らく一六世紀頃からすでに一部で用いられていたと考えられる。この形容表現がかかる趣旨で示された刊行物の嚆矢は、管見の限りでは一五八二年、前記ワーソップによる著述である。Worsop, *A Discoverie of Sundrie Errours*, fo. 1(1). 3. v.

(24) *Ibid.*, pp. 9-10.

(25) サヴェイヤーの社会的認知が低い現状へのクレイの憂慮が窺われるが、それにとどまらずサヴェイヤーの存在や職能、起用法をまったく知らないか、又は彼らのせいで自分たちの結託的な権利侵害行為の露見を恐れる人々による誹謗の背後に、ある種のイノヴェーションや市場機能の展開に伴って顕れる摩擦、権利衝突が示唆される。

Ibid., p. 11.

一六世紀以来、サヴェイヤーが必ずしも社会的に歓迎されず、時に批難・忌避される存在だったことは、当時しばしば指摘されていた。そうした感情が端的に現われているのが、ノードウン『サヴェイヤーの対話』第一節、「ファーマー」の一連の発言であろう。一六世紀末から一七世紀初期にかけて議会下院でも叫ばれ、聖職者ロバート・クロウリー（一五一七又は一九〇八年）ら一部識者に見られたサヴェイヤー批難の論点については、McRae, *God Speed the Plough*, pp. 169-171, を参照。

(26) この箇所の冒頭で「現時点で自分の記憶する限りにおいて」(p. 11)と、実体験に基づいていることが示唆されている。彼のもっともアピールしたかった記述部分の

一つであろう。以上は主に、*Ibid.*, pp. 11-13.

境界（区画）（の設定）(but and bound (p. 16), butting, bounding (p. 13), butts and bounds (p. 15)) といった表現はフィッツハーバート以来、とりわけサヴェイヤーの著した手引書に散見される。また、クレイは指摘していないが、土地所有家系の紋章を付した、装飾的スタイルの美しいエステイト地形図は、当該所有者やファミリの願望を満たし、その社会的立場や威信を示す表現たり得た。

(27) *Ibid.*, p. 53. ノードウンによればサーヴェイの作業は七年間から一〇年間に一回、実施するのが好ましいとされた(Norden, *The Surveyor's Dialogue*, p. 31)。そうになると、測地の行なわれない期間にサヴェイヤーを雇用する必要性は減少するが、他方で彼らは複数の土地所有者から同時にあるいは断続的に外部起用される、独立営業の形態をとりやすかったといえる。

(28) 但し、すでに一部のサヴェイヤーが従事していた種々の実務範囲に照らし、また例えばほぼ同時代の前出エイガス(アッガス)や、少し後の世代のウィリアム・レイバン（一六二六―一七一六年）らの場合と比べ、クレイ本は建築・設計、（図面化を含む）法人所有区域ないし市街地関連の業務といった部門への言及を欠いている。それは、カントリー・エステイト関連及び王領地が彼自身の主たる業域で、他の部門の経験が比較的乏しかったためかもしれない。Agas, *A Preparative*... pp. 11, 18; ODNB, art. William Leybourn by S. Bendall.

- (29) ヘインズワースは、一七世紀半ばにおける執事職 (steward) を 'household steward (①家令)'、steward-of-courts (②「ナー裁判所執事」)、estate steward (③エステイト執事) の三つの意味合い (職制) に分類している。一七世紀前期に、クレイが①を含む以上の全部に言及し、その職務分掌を明瞭化しているのは注目に値しよう。彼の示した区分と、続く記述から、①が請負職のなかで領主のハウスホルド付きの (主として) 支出・経費担当に属し、②③はエステイトの指示職を構成するとともに法曹関係者による兼職の可能性を伴いつつ、互いの職域が分ち難く結びついていた構図が浮かび上がる。
- D. R. Hainsworth, *Stewards, Lords and People: The estate steward and his world in later Stuart England* (Cambridge U. P., 1992), pp. 10-11.
- (30) Clay, *op. cit.*, pp. 4-6, 13-17, 35-38. 以上の論旨を見る限り、クレイの分類によるエステイト執事職には、註(29)に示したヘインズワースの②と③のタイプが混在しているが、意識されているのはどちらかといえ、②、つまり steward-of-courts もしくは court keeper であろう。クレイがソリシターは法曹関係者による執事職兼務の可能性を容認しているのは、権利許可状 (licences) 付与といった類の業域 (p. 15) もさることながら、主としてこの固有な側面、役割を介してと思われる (事実、彼とはほぼ同時代のサヴェイヤー、ジョン・ノードウンは「ナー裁判所執事の職務内容、つまり court-keeping に関し『サヴェイヤーの対話』で紙幅を一節、大幅に割いて
- 作成文書の模範例も詳しく揭示しているほどである。Norden, *The Surveyor's Dialogue*, The third Booke, pp. 83-144)。しかしそれだけでなく、サヴェイヤーのエキスパートを自負するクレイの念頭には既存専門職である法律家へ払う相応の敬意と、後述の如くエステイト執事一般の能力に抱く少なからぬ不信感があった。本書で steward に、彼独自の表現である learned (専門) 知識のある」という形容を付けているのはハウスホルド付き家令との区別のためだけでなく、かような現状認識と無縁ではあるまい。
- (31) Clay, *op. cit.*, pp. 17-19.
- (32) *Ibid.*, p. 53.
- (33) *Ibid.*, pp. 15-16, 18-19, 48.
- (34) *Ibid.*, pp. 19-20.
- (35) *Ibid.*, pp. 20-21.
- (36) *Ibid.*, p. 53.
- (37) 近代以降に至るも専門職能化の進行が遅れ、曖昧な業務形態が続く執事の職域に、こういった法律関係者と競合しつつ、次第にクレイのようなサヴェイヤーが参入してくる。一世紀余を経た頃、同業者のエドワード・ロレンス (一六七四―一七三九年) が、執事職を兼ねるアトリーニら下位法曹職の不適合、無能を激しく糾弾するに至る。ロレンスの議論は、既存執事を承認しながらも彼ら一般の実態に鋭い批判や憂慮を書き込んだクレイの所説のさらなる延長線上にあったが、そこには発展途上のサヴェイヤー職域への弁明的論調が失せ、法曹職への配

慮は微塵もなく、專業の立場を固めたサヴェイヤーの抱くエステイト・ビジネスへ寄せた自負、法律関係者との対抗意識が顕著である。E. Laurence, *The Duty of a Steward to his Lord* (London, 1727), pp. 7-8. ロレンスの著作及び活動に関しては、高橋裕一「エドワード・ロレンス考—イングランド初期近代に見るエステイト・プロフェッション」をめぐる動向の一側面―(『西洋史学』第二四一号、二〇一一年)、四〇―五九ページ参照³⁸⁾。

- (38) この役職の適任者として能力を発揮するには、まず法曹従事者の下で「プロフェッション」として養成訓練された人物³⁹⁾、あるいは聖俗両方の裁判所実務に豊富な経験を積んだ人物でなければならぬ⁴⁰⁾とされる (Clay, *op. cit.*, pp. 20-21)。一六一九年刊行の初版から二二年版(第二刷)まで、全体のなかで profession という用語が使われているのはこの一箇所だけである。二四年の第三版に至って初めて、ウースター伯への献辞のなかで、「私のプロフェッション」としての業務遂行において」という表現が出てくる。本冊子も版を重ね、プロフェッションたるサヴェイヤーとしての著者の自負が見てとれよう (The third Edition... (1624), A2. v. in *The Epistle Dedicatorie*)。

- (39) Clay, *op. cit.*, pp. 6, 38-39.
(40) クレイの想定した編制では、会計監査職 (Auditor) の指揮下にあつて会計取扱者 (Accompliants) が相互に機能する。マナーの「指示職」も総合的に後者の役割を委ねられるが、「請負職」の出納係や恐らくベイリフ、徴収

係たちが現場で直接的にそうした職能を果たす。

- (41) 以上、*Ibid.*, pp. 39-41. 会計職の駆使する帳簿システムの細目は不詳だが、クレイの時代は恐らく、現金収支の双方を各々記入するだけの方式にとどまろう。オルドロイドらによれば、イングランドのエステイト業務を見ると一八世紀半ば頃までは複式簿記よりむしろ、単純な両面記載方式が通常のであった⁴¹⁾とされる。J. R. Edwards and S. P. Walker (eds.), *The Routledge Companion to Accounting History* (Abingdon and New York, 2009), Ch. 5, Bookkeeping (by D. Oldroyd and A. Dobie), pp. 108-109.

- (42) Clay, *op. cit.*, pp. 41-42.
(43) *Ibid.*, pp. 43-44.
(44) *Ibid.*, pp. 50-51.
(45) *Ibid.*, pp. 52-54.
(46) *Ibid.*, pp. 53-54.
(47) *Ibid.*, pp. 52-54, 56.
(48) *Ibid.*, p. 57.
(49) 森林や沼沢地、荒蕪地など耕作地以外の土地活用が急速に進むなかで、王領地経営の模範的実例に民間地主が影響を及ぼすことがあり得た。McRae, *God Speed the Plough*, p. 158. 但しベンドールに従えば、土地の営利的経営という方向性の点で王領地が先進的な民間地主の諸策に優っていたとは限らない。王領地に適用された業務の一部には先進性が見られたものの、地形測量図などを活用したエステイト管理の新技術も王領地の多くの構造

的な問題を解決するには甚だ不十分であった」とされる。Bendall, *Dictionary of Land Surveyors* ... vol. 1, Introduction, p. 33.

- (50) 前出のノードゥンもエイガス(アッガス)も有力廷臣らとの繋がりを介し、多かれ少なかれ王領地業務(ノードゥンの場合はコンウォール公領も併せ)にかかわっていた事実がある。ODNB, art., John Norden, by F. Kitchen; F. Kitchen, 'John Norden (c. 1547-1625), estate surveyor, topographer, county mapmaker and devotional writer', *Imago Mundi*, vol. 49, 1997, pp. 51-58; W. H. Overall (ed.), *Civitas Londinum - Ralph Agas* - (London, 1874), pp. 6-7.

- (51) 隠匿(地)権益をめぐる懸念は、同時代の例を挙げ、アッガス(アッガス)の冊子でも指摘されている。Agas, *A Preparative*... pp. 15-16. 隠匿問題については、McRae, *God Speed the Plough*, pp. 172-179; H. H. Lockwood, 'Those Greedy Hunters after Concealed Lands', in K. Neale (ed.), *An Essex Tribute* (London, 1987), pp. 153-165; G. A. Sullivan, Jr., *The Drama of Landscape: Land Property, and Social relations on Early Modern Stage* (Stanford U. P., 1998), pp. 65-70. その他議論されている。

サースクの所論に従えば、concealmentsや encroachmentsは恐らく、元来王領地の抱える問題の表現であった。J. Thurst, 'The Crown as projector on its own estates, from Elizabeth I to Charles I', in R. W. Hoyle (ed.),

The Estates of the English Crown 1558-1640 (Cambridge U. P., 1992), pp. 297-307. クレイの著作には直接見当たらないが、一七世紀の一般化したprojectという用語については、J. Thurst, *Economic Policy and Projects: The Development of a Consumer Society in Early Modern England* (Oxford, 1978), pp. 1-23; シュートン・サースク著、三好洋子訳『消費社会の誕生―近世イギリスの新企業―』(東京大学出版会、一九八四年)三〇三ページを参照。

- (52) Lockwood, 'Those Greedy Hunters after Concealed Lands', p. 155.
 (53) Clay, *op. cit.*, pp. 25-28
 (54) *Ibid.*, pp. 1-2.
 (55) J. Habakkuk, 'The Rise and Fall of English Landed Families, 1600-1800. III. Did the Gentry Rise?', *Transactions of the Royal Historical Society*, Fifth Ser., vol. 31, 1981, p. 202; J. ハバカク著、高橋裕一訳『土地の社会史』(慶應通信、一九八四年)八六ページ。
 (56) Clay, *op. cit.*, pp. 39, 43.

profitはフィッシュバーツの頃すでに広く用いられた(*The Boke of Surveying*, The table headed fo. aii. and *passim*) が、程度の差こそあれ、ナール農業と王領地に収支感覚の高まりが窺われる。また、例えばprofit and pleasureなる表現が一六世紀頃の農事手引書で個別経営の1つのキャッチフレーズになったとされる。McRae, *God Speed the Plough*, p. 120. 同じく、主に一七世紀の

キーワードの一つと言え、*improvement* は、市場機構に対応した経営合理化志向の側面を表わしているが、この語をめぐる最近の論及として、例えば P. Slack, *The Invention of Improvement: Information and Material Progress in Seventeenth-Century England* (Oxford U. P., 2015), pp. 1-52. を参照。

(57) Clay, *op. cit.*, pp. 2-3, 46-49.

(58) クレイの分類に従えば、サヴェイヤーが調査・確定を担当するのは地代金や使用料、及び動産的な現物給付、賦役由来ないし慣習的金納収入のうち一時金的なタイプ(各種の認可・許可料関係、マナー裁判所出廷義務免除金ほか)等々、概ね定時・定額的な収入源であった。臨時・不定の収入源のうち、執事に調べ出される対象項目としては相続料・上納物、後見権関連、没収物や罰金関連、慣習保有の更新権利金、及び不法妨害や侵害に伴う課徴金等々、会計職にその調査や確認が求められる項目としては領内の定期市や市場からの収入金、木材販売収益、家畜有償飼育 (*agist[al]ment*) や動産質入れからの取立て金、荒蕪地その他からの臨時的販売・収入金、及び会計職以外の者には分類不明な実入り等(各担当対象に一部重複)があり、それぞれ詳しく例示されている。*Ibid.*, pp. 45-50.

(59) *Ibid.*, pp. 25-28, 31-32, 37.

(60) *Ibid.*, pp. 48-50.

(61) テナントによる測地への嫌悪や抵抗の存在、及び会計業務徹底の必要性をクレイはかかる文脈で捉えている。

一七世紀初期イングランドのエステイト管理と専門職

Ibid., pp. 11-12, 43-44.

(62) 当時広く使われた *common[-]wealth, common good, publique good, generall good, publique weale* などの語が第三版の献辞などに現われている。The third Edition, ... (1624), A2-A3 (The Epistle Dedicatorie), A4 (To my loving friend the Author, in due merit of this Worke). 但し当然「ロモン[...]ウェルス[「ウィール」]といった公益的な意味合いの内容は、書き(語り)手の文脈や政治及び社会・経済の状況に応じて少なからず変化した。McRae, *God Speed the Plough*, pp. 75-78, 153-154, 161. なを参照。

(63) とりわけ Clay, *op. cit.*, pp. 45-47, 52-53 を参照。エステイトの現状を目に視える形で数字化する、すなわち土地所有を事実と数値に還元することが、サヴェイヤーの行なう測地の重要目的となっていく。エステイトに関する精確な知識の把握、*to know ones own* といったコンセプトや経済インセンティヴに絡む議論はマクレイの研究に詳しい。McRae, *op. cit.*, ch. 6 とりわけ pp. 169-179 参照。

(64) Clay, *op. cit.*, p. 53.

(65) 例えば以下の記述の如く、徹底した収益性(費用対効果)の重視が本書の議論を相当程度、特徴づけている。「[...]こうした方針は多くの人の想像するほど費用が伴うわけではなく...そうした「それまで非効率だった」エステイトの適切な運営から生じる利益の余剰増し分 (*surplusage*) は年間で見れば、「適切でない運営の場合に」

余分にかかり得る経費より、総計で大きなものとなるう」(*Ibid.*, pp. 3-4)。

(66) ウィリアム・マシーナル(一七四五「受洗」一八一八年)によれば、原則として農村部の大規模土地財産(この時期になると、manorでなく landed propertyや estateの用語が一般的)に関し、所有者の代理を務める「マネージャー、アシスタントの内訳は、(resident) land steward, land reeve, woodward, or ground officer, office clerk, book keeper, or under steward, law assistant (solicitor or attorney), land surveyor」である。彼らはいずれも専門家(professional man)とされる。代理「マネージャー」の必須要件としてはまず農業の幅広い経験・知識、次いで測地、力学、農業用建築、植林、自然誌、会計、等々の習得が挙げられるが、後者のなかでも測地と会計について、その知識の必要性が強調されているのは注目に値する。William Marshall, *On the Landed Property of England...* (London, 1804), pp. 333-341. 併せて Marshall, *On the Management of Landed Estates...* (London, 1806), pp. 360-367.